

「労使関係に関する協約」に基づく配転一時金

配置転換実施日に配置転換させる正社員に対しては、それぞれ次の各号に掲げる金額の範囲内において「配転一時金等」を支給する。

(1) 配転一時金

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合の異動＝48,000円

イ 前記ア以外の場合＝40,000円

(2) 配転一時金の特別加算

配転一時金を支給される正社員に対しては、次の各項のいずれかに該当する場合、前記(1)の配転一時金に次の各項の区分に定める金額の配転一時金を特別加算して支給する。

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合

(ア) 住居を移転する正社員のうち、配偶者を有する場合、又は次に掲げる者のうち他に生計の道がなく主として当該正社員の扶養を受けている者を有する者

＝137,000円

A 満22歳に達した日以降における最初の3月31日（4月1日生まれの者は、満22歳に達する日の前日）に達するまでの子、孫及び弟妹

B 満60歳以上の父母及び祖父母

C 重度心身障害者

(イ) 住居を移転する正社員のうち、前記(ア)に掲げる場合以外の場合

＝95,000円

(ウ) 住居を移転しない場合

＝68,000円

イ 前記ア以外の場合

(ア) 通勤所要時間が異動前に比べ50分以上延長する場合＝47,000円

(イ) 通勤所要時間が異動前に比べ40分以上延長する場合＝26,000円

(ウ) 通勤所要時間が異動前に比べ30分以上延長する場合＝11,000円

【参考】配転一時金支給要件表

通勤所要時間 (住居→配置転換先局)	配転一時金 (円)	住居 移転	親族	通勤時間延長	特別加算 (円)	合計 (円)
1時間30分超	48,000	有	配偶者		137,000	185,000
	48,000	有	扶養親族※		137,000	185,000
	48,000	有	その他		95,000	143,000
	48,000	無	-		68,000	116,000
1時間30分以下	40,000			50分以上	47,000	87,000
	40,000			40分以上	26,000	66,000
	40,000			30分以上	11,000	51,000
	40,000			30分未満	0	40,000

※満22歳未満の子、孫及び弟妹・満60歳以上の父母及び祖父母・重度心身障害者